

南部水道企業団水道事業給水条例

令和元年10月1日施行

(加入金)

第28条 給水装置の新設又は改造工事（メーターの口径を増径する場合に限る。以下同じ。）の申請を行う者は、設置するメーターの口径により、加入金として、次の表に定める額に100分の110を乗じて得た額をその申請の際に納付しなければならない。

水道メーター口径	加入金の額（1給水装置につき）
13ミリメートル	17,000円
20ミリメートル	40,000円
25ミリメートル	62,000円
40ミリメートル	209,000円
50ミリメートル	411,000円
75ミリメートル	996,000円
100ミリメートル	1,234,000円
150ミリメートル	2,776,000円

メーター口径	水道加入金	消費税（10%）	消費税込み
13mm	17,000円	1,700円	18,700円
20mm	40,000円	4,000円	44,000円
25mm	62,000円	6,200円	68,200円
40mm	209,000円	20,900円	229,900円
50mm	411,000円	41,100円	452,100円
75mm	996,000円	99,600円	1,095,600円
100mm	1,234,000円	123,400円	1,357,400円
150mm	2,776,000円	277,600円	3,053,600円
13mmから20mm	23,000円	2,300円	25,300円
13mmから25mm	45,000円	4,500円	49,500円
13mmから40mm	192,000円	19,200円	211,200円
13mmから50mm	394,000円	39,400円	433,400円
20mmから25mm	22,000円	2,200円	24,200円
20mmから40mm	169,000円	16,900円	185,900円
20mmから50mm	371,000円	37,100円	408,100円
25mmから40mm	147,000円	14,700円	161,700円
25mmから50mm	349,000円	34,900円	383,900円
40mmから50mm	202,000円	20,200円	222,200円

(手数料)

第 29 条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。

(4) 設計審査手数料

水道メーター口径	金額 (1 件につき)	備 考
13 ミリメートル	500 円	口径 20 ミリメートル以下の臨時給水栓工事、改造工事及び増設工事の場合は、徴収しない。
20 ミリメートル	900 円	
25 ミリメートル	1,200 円	
40 ミリメートル	2,600 円	
50 ミリメートル	3,800 円	
75 ミリメートル	8,100 円	
100 ミリメートル	14,200 円	
150 ミリメートル以上	20,400 円	

(5) 工事検査手数料

水道メーター口径	金額 (1 件につき)	備 考
13 ミリメートル	2,400 円	口径 20 ミリメートル以下の臨時給水栓工事、改造工事及び増設工事の場合は、徴収しない。
20 ミリメートル	2,700 円	
25 ミリメートル	3,300 円	
40 ミリメートル	5,100 円	
50 ミリメートル	6,600 円	
75 ミリメートル	11,600 円	
100 ミリメートル	19,600 円	
150 ミリメートル以上	27,200 円	